

工事名：南部幹線配水管布設替(第3工区)工事

質問	回答
<p>・割付図(2)でライナーが1箇所計上されていないと思いますが、設計変更の対象となりますか？</p>	<p>管割図(2)の立坑内の異形管部については、別途発注している「南部幹線防護管布設(第1工区)工事」において、立坑内に防護コンクリートを設けることしているため本工事においてライナーは不要ですが、現場状況に変化が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>・掘削発生土の仮置きは設計計上されていますか？ また、発生土処理地の状況等で仮置きが必要な場合は、設計変更の協議対象としていただけますか？</p>	<p>本工事の管路土工については、土砂を山積0.45m³のバックホウにより掘削積込みし、10tダンプトラックにて処分地へ直接搬出することとしているため発生土の仮置きを設計計上していませんが、現場状況に変化が生じ、発生土を仮置きする必要がある場合は受注者と協議します。</p>
<p>・掘削発生土の処理地が記載されていますが、処理地変更は可能でしょうか？</p>	<p>建設発生土の搬出先は、土木標準積算基準書に基づき、現場から一番安価な場所を選定しておりますが、処分先の都合により受入れが不可能となった場合は受注者と協議します。</p>
<p>・構造物取壊し工には、廃止下水マンホール撤去が含まれているのでしょうか？ また、マンホール撤去に土工が設計計上されていませんが、設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>廃止下水マンホール撤去については、構造物取壊し工として設計計上しております。なお、マンホール撤去に係る土工については、廃止下水マンホールが、布設する配水管の掘削断面内にあることから配水管布設工に係る土工として設計計上しておりますが、現場状況に変化が生じ、別途計上する必要がある場合は受注者と協議します。</p>
<p>・横断面図に廃止下水管150VUがありますが、その撤去費、廃材処理費は計上されていません。設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>廃止下水管の撤去費については、廃止下水管が布設する配水管の掘削断面内にあることから配水管布設工に係る土工として設計計上しておりますが、現場状況に変化が生じ、別途計上する必要がある場合は受注者と協議します。 なお、廃止下水管の廃材処理費については、廃材処分量が確定次第、受注者と協議します。</p>
<p>・廃止下水管撤去に際し、廃止管内及びマンホール内の清掃・消毒費等は必要と思われるが、設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>受注者の起工測量及び現地調査の結果、廃止下水管内及びマンホール内の清掃・消毒等を行う必要がある場合は受注者と協議します。</p>